

連帯はばたき

連帯ユニオン
関西ゼネラル支部
宣伝部

第74号
2024. 10.

明るく・楽しく・元気に活動し、産業別労働運動を確立しよう！



支部委員会開催！ 春闘を振り返り秋闘へ

情報の収集を！

2024年9月1日（日）、ユニオン会館にて今年度2度目の支部委員会が開催されました。今回のテーマは8月の業種別部会の内容を踏まえ、春闘交渉の総括と秋闘交渉に向けた方針の決定です。医療介護保育部会から提起された、今回のI学園分会の春闘総括は、支部全体の今後の活動において注目すべき内容でした。これは「失敗から教訓を導き出すのも総括である」との一節から始まり、争議での対応が後手後手に回ってしまったとの反省と共に、闘争に至る前から組合が貪欲に職場の情報を前もって収集し、争いの中では的確な対抗策を取るべきであるというものです。「情報不足では、的確な要求や行動ができない」と述べられ、「職場の情報集めは、I学園分会に限らず、春闘に限らず、組合活動、職場活動の基本である」と結ばれている通り、これはあらゆる局面における非常に普遍的な教訓です。

支部統合を視野に入れて

また、今回の支部委員会では、当支部が今後の活動において関西生コン支部との統合を視野に入れて展開することが方針案として提起され、これが採択されました。これはかねてより議論されていたことですが、支部の方針として正式に採択されたのは今回が初めてのことになります。組合員からは、統合する場合の組合費がどのように変化するか等の質問がありました。これらは今後の検討を要する課題です。いずれにせよ、産業別労働組合を確立した関西生コン支部は、業界および企業の情報について敏感に情報を察知し、それを組織的に検討する力があります。その力を借りるだけでなく、その手法を関西ゼネラル支部の各部会の活動展開にも積極的に取り入れ、組織としての力を強化していきましょう。次ページでは今回の支部委員会で採択された秋闘の具体的な方針案とその具体的な方法について述べます。

2024年度 秋闘方針

～すべての職場で最低賃金引上げ以上の賃上げを！～

今年度の秋闘方針の軸は2つです。

1. 最低賃金の引き上げにかかる賃上げ要求

これは現在の時給が最低賃金以下であるか否かに関わらず、すべての分会が要求すべき事項です。そうしなければ給与が最低賃金に張り付いた労働者が増えるだけで、労働者全体の賃金の底上げにはなりません。また、当組合の分会の中には既に春闘交渉の延長から10月度に特例的な昇給を行うとの合意を獲得し、既にその内容についても妥結が為されています。N学館分会では月2000円、S関西分会では月3000円の昇給です。決して大きな昇給ではありません。しかし、いずれも最低賃金以上を既に支給している職場でありながら、これは今回の最低賃金引き上げを含めて鑑みた結果の昇給であり、しかも、これらの職場ではこれまで昇給が存在しなかったか、あるいは極めて少額の定期昇給等のみの昇給が長年続いていたものでしたから、一応の前進ではありました。

2 中小零細企業と非正規労働者

昨年度から昇給の要請が話題になっていますが、実のところ賃上げの恩恵を被っている対象には偏りがあります。それはひとつに大企業

の従業員、もうひとつにはいわゆる正社員です。春闘での賃上げが話題になっているケースのほとんどはこの二つを満たすものであり、さもなくばいずれか一つを満たすもので、非大企業かつ非正規雇用の時給労働者にこの恩恵が届くことは極めて稀です。しかし、第1項にもかかるお話ですが、今回の最低賃金引き上げは所得の低い時給労働者の非正規雇用にとって最も影響の大きいものですから、春闘以上に好機といえる側面があります。よって、ここに特に力を入れつつ、更に正規雇用と非正規雇用の格差を是正するべく同一労働同一賃金の要求をすることになります。ですので、分会ごとに可能な限り正社員適用の就業規則等を手に入れ、あるいは正社員の賃上げ額を知り非正規に十分な賃上げがなされているか確認する等、職場の情報を積極的に収集する必要があります。また、中小零細企業であれば、物価高騰による煽りを労働者と同様に強く受けている可能性がありますので、そういった企業が利用可能な下請法等の制度や法的措置にかかることを組合から積極的に提案する等、経営への助言を行うことも検討する必要があります。(書記長)

都道府県名	2024 年度最低賃金(2023 年度)	上昇率	上昇額
大阪	1,114 円(1,064 円)	4.7	50 円
京都	1,058 円(1,008 円)	5.0	50 円
兵庫	1,051 円(1,001 円)	5.1	51 円
奈良	986 円(936 円)	5.3	50 円
和歌山	979 円(929 円)	5.5	51 円
滋賀	1,017 円(967 円)	5.2	50 円

報告 第36回コミュニティ・ユニオン 全国交流集会 in おおさか



10月5日(土)と6日(日)の二日間、エル・おおさかをメイン会場として、第36回コミュニティ・ユニオン全国交流集会在開催されました。北海道から九州まで全国からコミュニティ・ユニオン活動を展開している人々が結集し、400名を超える盛会となりました。

10月5日の午後は全体集会。コミュニティ・ユニオン全国ネットワークの1年間の活動報告や来年度の活動方針案の提案と採決が行われました。続いて、あんしん財団争議とパタゴニア争議の報告があり、韓国非正規職労働団体ネットワークからの連帯アピールを受けました。その後は、「もっと真ん中で」という映画の上映会と、監督や出演者のトーク。ヘイトスピーチに抗議して損害賠償訴訟に立ち上がった在日朝鮮人女性のドキュメンタリー映画で、素晴らしい内容でした。映画の題名は、在日朝鮮人として、女性として、日本社会の片隅に追いやられている状況に対し、声をあげたということから付けたとのこと。

同日夜は、お楽しみのレセプション。総勢300名以上が参加するというので、会場確保に苦労しましたが、大阪商工会議所の大レ

ストラン「ニューコクサイ」を確保できました。レセプションでは、北海道・東北、関東・首都圏、中部・東海、関西、中四国・九州とブロックごとにユニオンの自己紹介。各地から地酒や特産などを差し入れていただき、大いに盛り上がりました。

10月6日の午前は、課題ごとの分科会に分かれて議論を行いました。紙面の関係で全てを紹介することはできませんが、ハラスメント問題やワークルール教育、最低賃金、フリーランス問題、女性に対する賃金差別、外国人労働者問題、関生弾圧など、全部で12の分科会が開催されました。ちなみに、私はフリーランス問題の分科会に参加し、タイミーなどスポットワークについて問題提起を行いました。各地の取り組みなども知ることができて大変有意義でした。分科会終了後は全員がエルシアターに集合し、集会のまとめなどを行って正午に散会となりました。

来年は、道後温泉で有名な愛媛での開催となります。勉強にもなり、各地のユニオンとの交流もできますので、ご希望の方はご参加ください。(副執行委員長)



解決分会からの報告

JK分会 連日の出勤闘争を背景に解決

4月の契約更新で無期雇用となり社会保険加入は継続したが、24春闘はじめ職場の環境改善要求等の進展がみられない中、4月13日、法人が休業を指示してきた。賃金補償問題、職場復帰問題について3回の団体交渉を行ったが、法人の姿勢に変化がみられず、組合は、当該組合員が職場に出勤し、組合はその出勤を支援することにした。

話し合いで問題が解決しないので、憲法でも認められている団体行動権を行使したのである。

当該組合員のメモより――

9/3出勤を拒否した法人に、職場の門前からであったが、「間違っている」と言えし、職員に「それでいいの?」と問いかけることもできた。組合の力をたくさんかりたけれど、私が職場ですべきことはやった、やり尽くしたと思った。

HT分会

労働者供給事業の窓口開設を要求

福祉介護現場の人手不足は深刻で、派遣会社を使って何とか必要人数を確保している職場は非常に多い。そんな中での、高齢組合員（障がい者のグループホーム世話人）の契約更新拒否問題であった。組合は、前回の契約更新時における説明不備を指摘し、契約更新を求めたが、法人は頑なに契約更新を否定した。

そこで、組合は、現に連帯労組と労使関係があること、連帯労組が労働者供給事業を行っていることを丁寧に説明したうえで、派遣会社を通して人員を確保するのではなく日々雇用労働者を受け入れ必要な人員を確保してはどうかと提案した。

一方的な労働条件改悪は許さないぞ!



奈良県 市にある介護老人保健施設は、市立の介護施設で、指定管理者である特定医療法人（本部）が運営しています。12月7日に公然化した非常勤看護職のAさんは、2018年4月から1年契約を自動更新してきました。今年9月、Aさんは突然声が出なくなり、そのため年休を取得することが増えるようになった。

このような理不尽な会社の対応に納得することができず、以前の職場で連帯労組の活動を見ていたAさんは、迷わず組合に相談、加入しました。指定管理者も介護保険事業者も、法令遵守が大前提です。Aさんは、法令遵守の徹底と職場環境の改善を要求し、「交渉を重ねて働きやすい職場にしたい」と語っています。

イメージです。休む日が増えてきたことを契機として、今年11月に法人から「この状態では雇用契約の変更が必要、新しい雇用契約では社会保険に加入できない」と労働契約の改悪を打診されました。

市で公然化。法令遵守と職場改善を要求

くさり NO. 897 号より

法人は、結論として日々雇用労働者の受け入れを拒否したが、組合嫌悪から労働者供給事業を否定したのではないという言い訳に苦心したようであった。

(担当役員)



お知らせ

全日本建設運輸連帯労働組合 関西ゼネラル支部 第10回定期大会

日時:11月17日(日)午後1時30分から

場所:PLP 会館

初めての PLP 会館での開催になりますので、
お間違えの無いようお願いします。



・反弾圧攻勢デモ

日時:毎週火曜日午後1時

場所:東横堀川公園(東端)

・那須電機鉄工不当労働行為抗議デモ

日時:毎週火曜日午後2時10分

場所:東横堀川公園(西端)

※連帯ユニオンの関西生コン支部および友好組合の港合同労働組合の争議です。ぜひともご参加ください。

